

保育士等に関する関係資料

1. 保育所の設備運営基準……………1
2. 朝夕の保育士配置の要件緩和に係る特例……3
3. 待機児童解消加速化プランの状況……………7
4. 保育士確保に関する支援メニュー……………13
5. 保育士確保プラン……………29
6. 短時間正社員制度の導入・定着支援……………36
7. 保育士養成課程等検討会……………38
8. 一億総活躍国民会議 塩崎委員提出資料……41

1. 保育所の設備運営基準

保育所の設備運営基準

- 保育所の基準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)で区分された「従うべき基準」「参酌すべき基準」に従い、都道府県・指定都市・中核市が条例により定める。

[従うべき基準の主な内容]

<職員配置基準>

・保育士

- ・0歳児 3人に保育士1人(3:1)
- ・1・2歳児 6:1
- ・3歳児 20:1
- ・4歳以上児 30:1

※3歳児については、15:1で実施の場合加算あり

※ただし、保育士は最低2名以上配置

- ・保育士の他、嘱託医及び調理員は必置 ※ 調理業務を全て委託する場合は、調理員を置かなくても可

<設備の基準>

- ・0、1歳児を入所させる保育所：乳児室又はほふく室及び調理室
→ 乳児室の面積：1.65㎡以上／人 ほふく室の面積：3.3㎡以上／人
- ・2歳以上児を入所させる保育所：保育室又は遊戯室及び調理室
→ 保育室又は遊戯室の面積：1.98㎡以上／人

[参酌すべき基準の主な内容]

- ・屋外遊戯場の設置
- ・必要な用具の備え付け
- ・耐火上の基準
- ・保育時間
- ・保護者との密接な連絡

※従うべき基準であっても地方自治体がこれを上回る基準を定めることは可能である。

2. 朝夕の保育士配置の要件緩和に係る特例

○平成26年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年1月30日閣議決定)(抜粋)

6 義務付け・枠付けの見直し等

【厚生労働省】

(1) 児童福祉法(昭22 法164)

(ii) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23 厚生省令63)のうち、保育所に係る基準については、次のとおりとする。

・朝、夕の時間帯であって、保育する児童が1人である場合等における保育士の数が2人を下回ってはならないという取扱い(同基準33条2項)について、地方の実情を踏まえて、引き続き検討を進める。

(参考)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)

(職員)

第三十三条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上とする。ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。

○「日本再興戦略」改訂2015
(平成27年6月30日閣議決定)(抜粋)

第二 3つのアクションプラン

一. 日本産業再興プラン

2. 雇用制度改革・人材力の強化

2-2. 女性の活躍促進/外国人材の活用

(3)新たに講ずべき具体的施策

i)女性の活躍促進

②保育の担い手の確保

- ・ 保育する児童が少数である場合における保育士数の取扱いの検討

保育士の確保が特に厳しい地域において、本年度特例的に実施している取扱い(朝・夕の児童が少数である時間帯において保育士1名に代え、保育士でない保育業務経験者等を配置することを許容するもの)について、その実施状況等を踏まえて検証の上、来年度以降の在り方について本年度中に検討し、結論を得る。

○保育所等において必要な保育士の確保が難しい状況にある場合の対応について
(平成27年3月19日各都道府県等宛て厚生労働省保育課事務連絡)(抜粋)

3 保育士の確保が特に難しい地域の保育所において保育する児童が少数である場合
における保育士数の取扱い

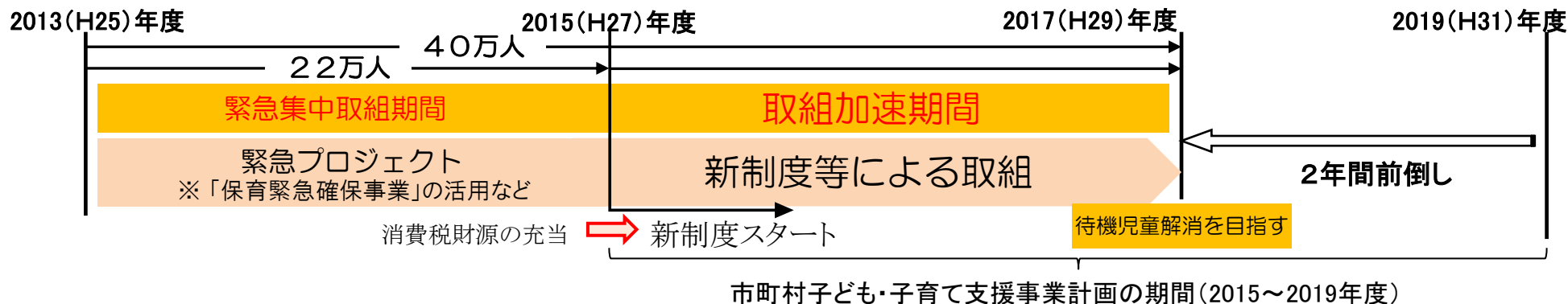
保育所における保育士の配置については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第33条第2項ただし書の規定により、「保育所一につき2人を下ることはできない」とされているところ、保育の受け皿の拡大が大きく進んでおり、かつ、当該市町村の区域が含まれる都道府県又はハローワークの管轄区域における保育士の有効求人倍率が高いなど、保育士の確保が特に難しい地域においては、特例的に、平成27年度の間は、朝・夕の時間帯に児童が順次登所し、又は退所する過程で、当該保育所において保育する児童が少数である時間帯に、保育士1人に限り、当該保育士に代え、保育士でない者であって保育施設における十分な業務経験を有する者、家庭的保育者等適切な対応が可能なものを配置する取扱いもやむを得ないものと考えており、自治体においても配慮をお願いしたいこと。延長保育の場合についても、同様であること。

3. 待機児童解消加速化プランの状況

待機児童解消加速化プラン

- ◇ 平成25・26年度の2か年の保育拡大量は約22万人となり、緊急集中取組期間の整備目標（約20万人）は達成した。
- ◇ 平成27年度からの3か年（取組加速期間）で、更なる保育の受け入れ枠確保を進め、平成29年度末までに待機児童の解消を目指す。

※引き続き、各自治体における待機児童対策の進展等に応じてフォローアップを継続していく。



◇ 「待機児童解消加速化プラン」集計結果(平成27年度)

平成25年度 保育拡大量	平成26年度 保育拡大量	平成27年度 保育拡大量	平成28年度 保育拡大量	平成29年度 保育拡大量	5カ年合計
72,430人	146,257人	117,250人	81,407人	39,262人	456,606人
(計 218,687人)		(計 237,919人)			

支援パッケージ ～5本の柱～

- ① 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備（「ハコ」）
- ② 保育を支える保育士の確保（「ヒト」）
- ③ 小規模保育事業などの運営費支援等
- ④ 認可を目指す認可外保育施設への支援
- ⑤ 事業所内保育施設への支援

【参考】利用率の比較

	(平成26年4月)	(平成27年4月)	(平成29年度末) プランを踏まえた利用率
3歳以上児	44.5%	46.0%	48.5%
1、2歳児	35.1%	38.1%	46.5%
0歳児	11.4%	12.5%	16.1%

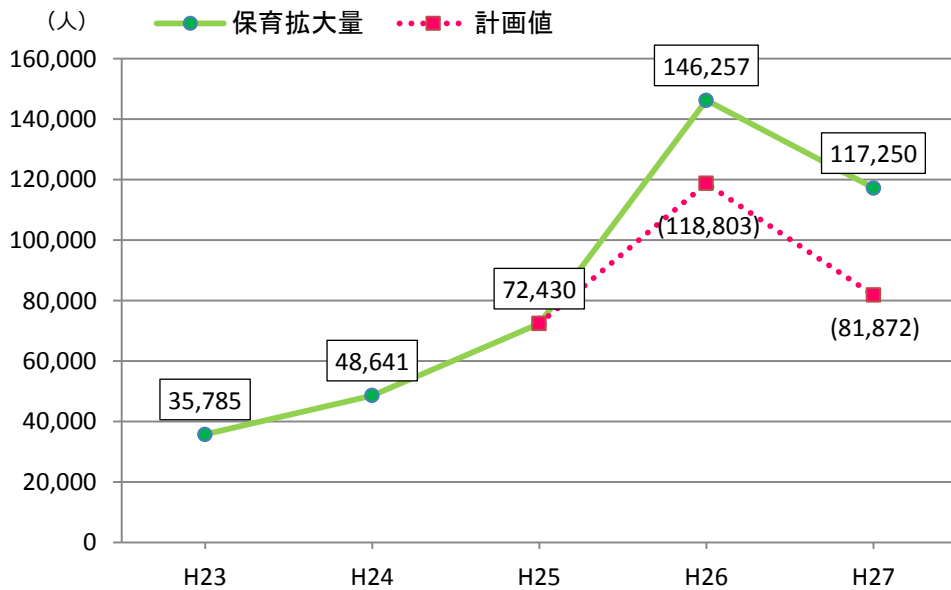
(注)利用率:利用児童数 ÷ 修学前児童数
平成26年4月の利用率は小規模保育事業等を含んでいない。

待機児童の状況及び待機児童解消加速化プランの状況について

(平成27年9月29日公表)

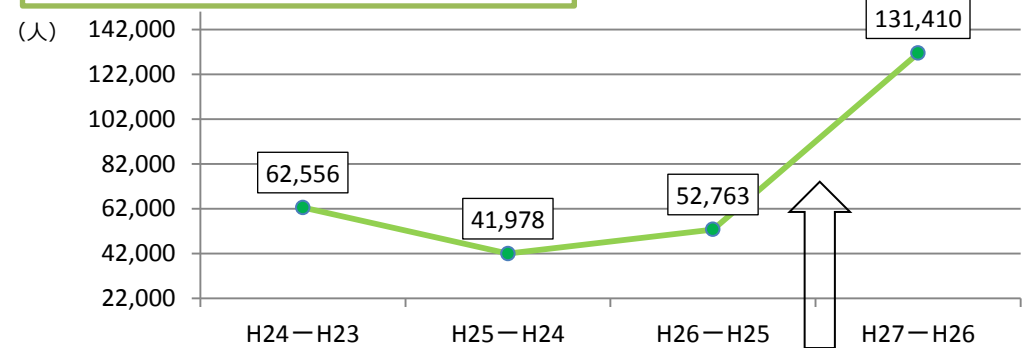
- 平成25・26年度の2か年の保育拡大量は約21.9万人となり、昨年公表した数値約19.1万人を2.8万人上回り、緊急集中取組期間の整備目標(約20万人)を上回る結果となった。
- 平成27年度における保育拡大量は、約11.7万人を見込んでおり、加速化プラン目標値である約8.2万人を約3.5万人上回っている。
- 一方、平成27年度の保育所等申込者数は、約247万人で、昨年度と比較して増加。
(H26-25:約5万人増 ⇒ H27-26:約13万人増)
- 平成27年4月時点の待機児童数は、23,167人で、昨年度と比較して増加(1,796人増)

保育拡大量の推移

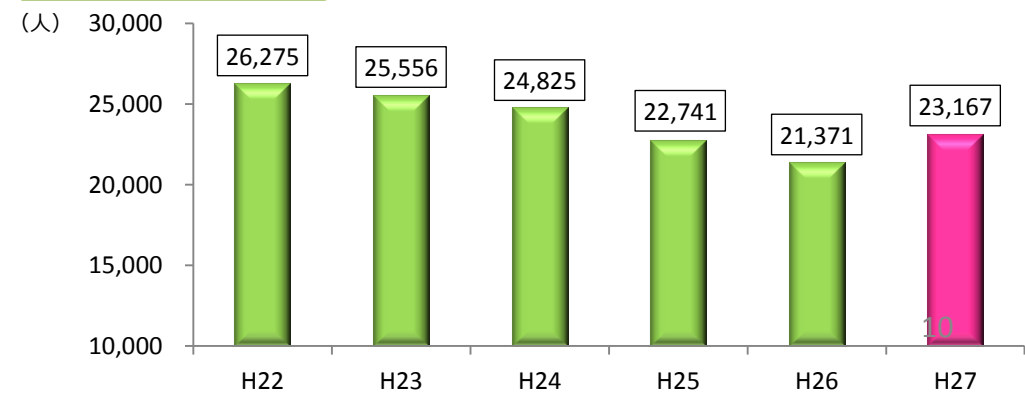


* 平成27年度保育拡大量は、平成27年5月29日時点で把握した各市区町村における27年度末の実績見込み。

申込者数の対前年増加人数の推移



待機児童数の推移



待機児童解消加速化プランの状況

◆保育拡大量の推移

平成25年度 保育拡大量	平成26年度 保育拡大量	平成27年度 保育拡大量	平成28年度 保育拡大量	平成29年度 保育拡大量	平成25～29年度 合計
72,430人	146,257人	117,250人	81,407人	39,262人	456,606人
(計 218,687人)					

* 平成27年度保育拡大量は、平成27年5月29日時点で把握した各市区町村における27年度末の実績見込み。

* 平成28年度は81,407人、平成29年度は39,262人で計120,669人分拡大する見込み。

◆平成26年度の保育拡大量

単位(人)

	認可保育所 (注1)	幼保連携 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園	小規模 保育事業	家庭的 保育事業	事業所内 保育事業	居宅訪問型 保育事業	地方単独事業 のいわゆる保育室	その他	合計
H26→H27	▲ 13,505	138,920	8,812	437	21,774	▲ 1,447	2,194	13	▲ 7,300	▲ 3,641	146,257

(注1) 保育所型認定こども園の保育所部分を含む

◆平成27年4月1日の保育の受け入れ枠

単位(人)

	認可保育所 (注1)	幼保連携 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園	小規模 保育事業	家庭的 保育事業	事業所内 保育事業	居宅訪問型 保育事業	地方単独事業 のいわゆる保育室	その他	合計
平成27年4月1日	2,260,534	184,873	20,502	2,715	25,445	4,285	5,147	13	46,227	77,640	2,627,381

(注1) 保育所型認定こども園の保育所部分を含む

待機児童の状況

- 待機児童のいる市区町村は、前年から36増加して374市区町村。
- 100人以上増加したのは、大分市(442人増)、船橋市(302人増)、加古川市(206人増)、倉敷市(152人増)石垣市(146人増)など16市区。
一方、大田区(459人減)、広島市(381人減)、練馬区(311人減)、札幌市(254人減)、藤沢市(175人減)など10市区は100人以上減少した。
- 待機児童が50人以上いる市区町村は、前年から16増加し、114市区町村となった。

◆待機児童数に100人以上増減のあった地方自治体

◆待機児童数が200人以上の地方自治体

1. 待機児童数が100人以上増加した市区

	都道府県	市区町村	H27.4.1 待機児童数	H26.4.1 待機児童数	増加
1	大分県	大分市	484	42	442
2	千葉県	船橋市	625	323	302
3	兵庫県	加古川市	252	46	206
4	岡山県	倉敷市	180	28	152
5	沖縄県	石垣市	206	60	146
6	東京都	葛飾区	252	111	141
7	沖縄県	宜野湾市	350	211	139
8	栃木県	宇都宮市	136	0	136
9	岡山県	岡山市	134	0	134
10	東京都	渋谷区	252	120	132
11	香川県	高松市	129	0	129
12	大阪府	豊中市	253	132	121
13	東京都	府中市	352	233	119
14	兵庫県	伊丹市	132	13	119
15	埼玉県	川口市	221	119	102
16	沖縄県	那覇市	539	439	100

2. 待機児童数が100人以上減少した市区

	都道府県	市区町村	H27.4.1 待機児童数	H26.4.1 待機児童数	減少
1	東京都	大田区	154	613	▲ 459
2	広島県	広島市	66	447	▲ 381
3	東京都	練馬区	176	487	▲ 311
4	北海道	札幌市	69	323	▲ 254
5	神奈川県	藤沢市	83	258	▲ 175
6	宮城県	仙台市	419	570	▲ 151
7	東京都	江東区	167	315	▲ 148
8	東京都	板橋区	378	515	▲ 137
9	兵庫県	神戸市	13	123	▲ 110
10	神奈川県	大和市	25	128	▲ 103

	都道府県	市区町村	H27.4.1 待機児童数	H26.4.1 待機児童数	前年比
1	東京都	世田谷区	1,182	1,109	73
2	千葉県	船橋市	625	323	302
3	沖縄県	那覇市	539	439	100
4	大分県	大分市	484	42	442
5	宮城県	仙台市	419	570	▲ 151
6	静岡県	浜松市	407	315	92
7	熊本県	熊本市	397	319	78
8	東京都	板橋区	378	515	▲ 137
9	千葉県	市川市	373	297	76
10	東京都	府中市	352	233	119
11	沖縄県	宜野湾市	350	211	139
12	東京都	江戸川区	347	298	49
13	東京都	足立区	322	330	▲ 8
14	東京都	調布市	296	288	8
15	沖縄県	沖縄市	296	306	▲ 10
16	東京都	目黒区	294	247	47
17	大阪府	豊中市	253	132	121
18	東京都	渋谷区	252	120	132
19	東京都	葛飾区	252	111	141
20	兵庫県	加古川市	252	46	206
21	埼玉県	川口市	221	119	102
22	大阪府	大阪市	217	224	▲ 7
23	東京都	品川区	215	128	87
24	東京都	豊島区	209	240	▲ 31
25	東京都	三鷹市	209	179	30
26	沖縄県	石垣市	206	60	146
27	大阪府	東大阪市	206	284	▲ 78

◆待機児童の多い市区町村数

	H23.4.1		H24.4.1		H25.4.1		H26.4.1		H27.4.1	
待機児童数が50人以上の市区町村	94	27.9%	107	30.0%	101	29.7%	98	29.0%	114	30.5%
待機児童数100人以上	62	18.4%	67	18.8%	64	18.8%	59	17.5%	62	16.6%
待機児童数50人以上100人未満	32	9.5%	40	11.2%	37	10.9%	39	11.5%	52	13.9%
待機児童数1人以上50人未満	243	72.1%	250	70.0%	239	70.3%	240	71.0%	260	69.5%
計	337	100.0%	357	100.0%	340	100.0%	338	100.0%	374	100.0%

関連データ

- 平成25・26年度の2か年の保育拡大量は約21.9万人となり、昨年公表した数値約19.1万人を2.8万人上回り、緊急集中取組期間の整備目標（約20万人）を上回る結果となった。（図1）
- 新制度において、教育・保育サービスの提供に対し個人に対する給付化が行われ、また、サービスメニューが多様化するなどの理由から、保育サービスを受けやすくなり、保育の申請者数が大幅に増加している。（図2）
- アベノミクスによる企業業績の改善に伴い、子育て世代の有配偶女性の就業率の上昇が進んでいる。（図3・4）

図1: 保育拡大量の推移(平成23年度～平成27年度)

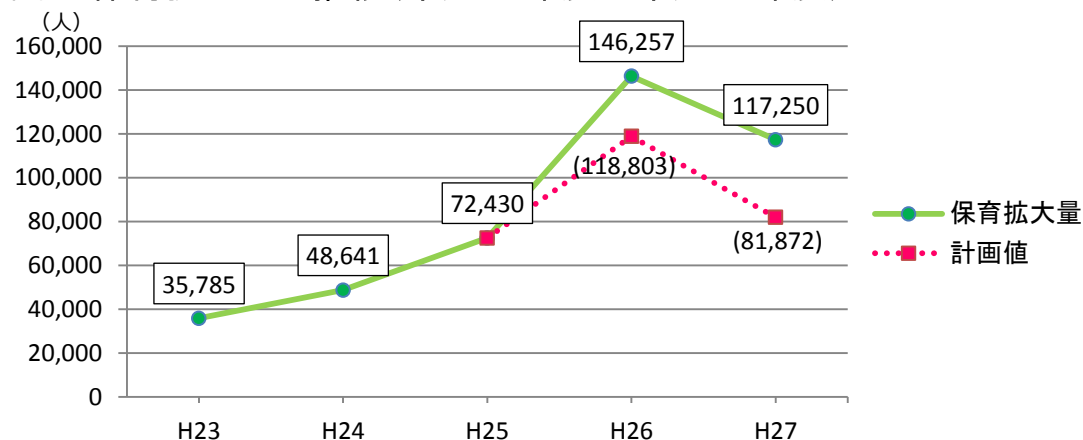


図3: 有配偶女性の就業率の推移(25～44歳)

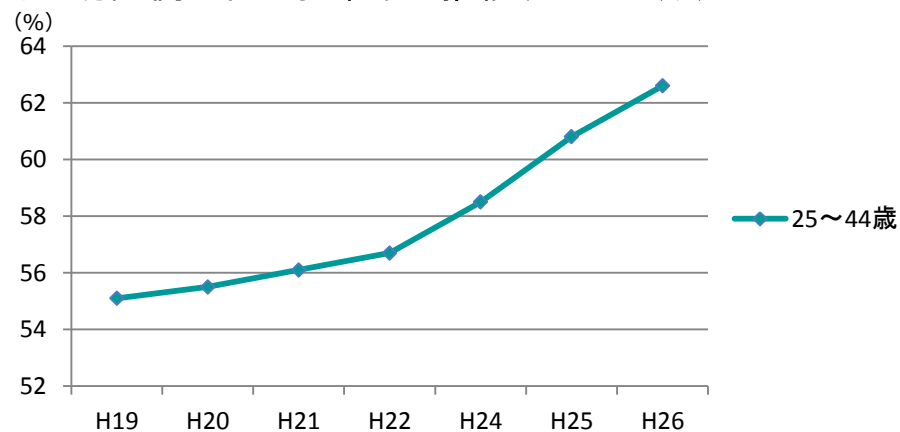


図2: 保育所等申込者数(伸び)推移(平成23年度～平成27年度)

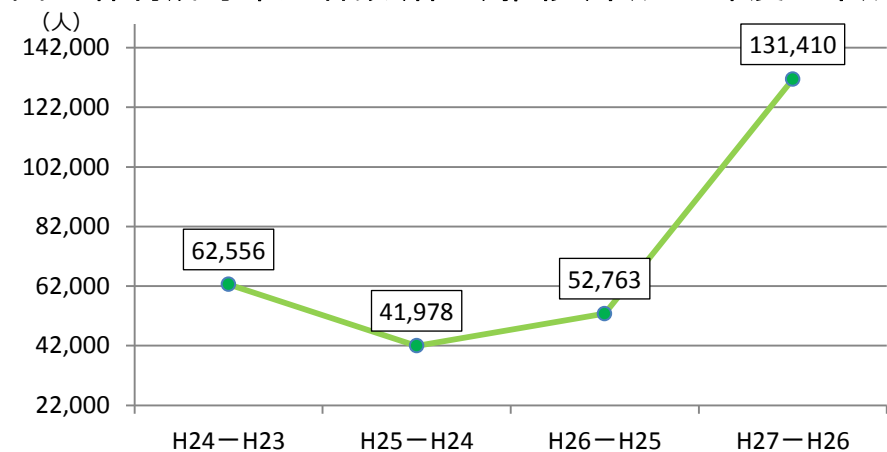
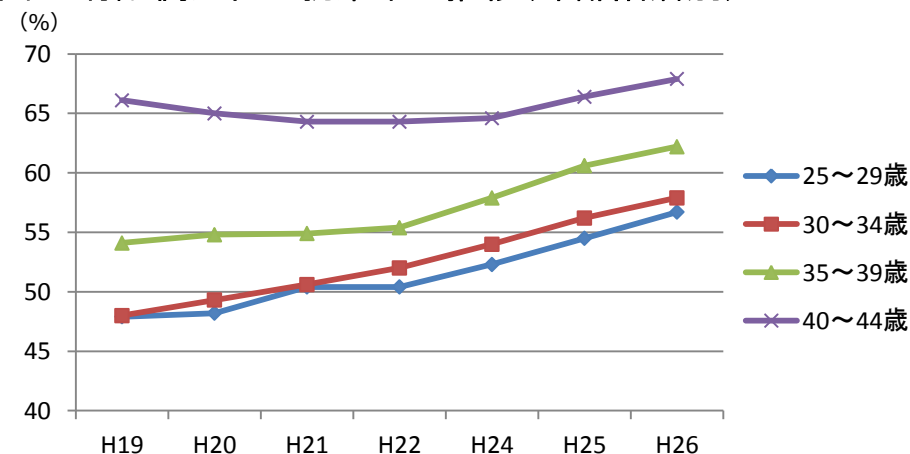


図4: 有配偶女性の就業率の推移(年齢階層別)



*図3・4<出所:総務省労働力調査>(注)H23については東日本大震災の影響によりデータなし。

4. 保育士確保に関する支援メニュー

保育士資格取得方法

保 育 士 *児童福祉法 第18条の4

登 録 (各都道府県単位) *児童福祉法 第18条の18第1項
 (登録者数 1,312,241人 : H27.4.1現在)

指定保育士養成施設
 *児童福祉法第18条の6第1号
 (1,648,572人 : 26年度末累計)
 平成26年度資格取得者
 41,851人

- 大学
 262か所
 (250か所)
 - 短期大学
 240か所
 (241か所)
 - 専修学校
 136か所
 (127か所)
 - その他の施設
 3か所
 (4か所)
- 計641か所
 (622か所)
- 【27.4.1現在
 ()内は前年】

保育士試験 *児童福祉法 第18条の6第2号
 各都道府県, 指定試験機関委託 (*児童福祉法 第18条の9))
 (392,467人 : 26年度末時点合格者数累計)
 受験者数 55,137人
 全科目合格者数 13,774人 (26年度実績)
 うち全部免除者数 3,880人

保 育 士 試 験 受 験 資 格			
大学(短大含) 2年以上在学 (62単位以上 取得者等)	児童福祉施設 実務経験 5年以上 (高校卒業者 は実務経験 2年以上)	幼稚園教諭 免許状有 (試験一部免除)	知事による 受験資格認定 実務経験※ 5年以上 (高校卒業者 は実務経験 2年以上) ※対象施設 ・へき地 保育所 ・家庭的保育 ・認可外 保育施設 等

- ・平成16年度…幼稚園教諭免許状所有者について、筆記試験の2科目及び実技試験の免除を実施
- ・平成22年度…幼稚園教諭免許状所有者の科目履修による試験科目免除を実施(34単位の履修が必要)
 知事による受験資格認定の対象に放課後児童クラブを追加
- ・平成24年度…知事による受験資格認定の対象に認可外保育施設を追加
- ・平成25年度…幼稚園等において「3年かつ4,320時間」の実務経験がある幼稚園教諭免許状所有者について、従来の2科目の筆記試験免除科目に1科目加えるとともに、指定保育士養成施設における科目履修による試験科目免除の特例を創設(8単位の履修が必要)
- ・平成27年度…対象施設における一定の実務経験によって、合格科目免除期間を最長5年に延長

【事業内容】

- 「待機児童解消加速化プラン」に基づき、自治体の待機児童解消に向けた取組を強力に支援するため、小規模保育や家庭的保育等の改修による受入児童数の拡大を図る。
- また、「保育士確保プラン」に基づく保育士確保対策の実施により、受入児童数に対応した必要保育士数の確保を図る。
- その他、障害児の受け入れに必要な改修や認可外保育施設職員に対する衛生・安全対策など、保育対策の基盤整備に必要な事業の推進を図る。

【対象事業】

I 保育士確保対策

- ①保育士・保育所支援センター設置運営事業【一部新規】
- ②認可外保育施設保育士資格取得支援事業
- ③保育教諭のための保育士資格取得支援事業（厚生労働省分）
- ④幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業
- ⑤保育所等保育士資格取得支援事業
- ⑥保育士修学資金貸付事業
- ⑦保育士宿舍借り上げ支援事業
- ⑧保育体制強化事業
- ⑨保育士試験による資格取得支援事業【新規】
- ⑩保育士養成施設に対する就職促進支援事業【新規】
- ⑪保育士試験追加実施支援事業【新規】

II 小規模保育等の改修等

- ①賃貸物件の活用による保育所改修費等支援事業
- ②小規模保育改修費等支援事業
- ③幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業
- ④認可化移行改修費等支援事業
- ⑤家庭的保育改修費等支援事業
- ⑥保育環境改善事業
- ⑦家庭支援推進保育事業

III その他事業

- ①民有地マッチング事業
- ②認可化移行調査費等支援事業
- ③認可化移行移転費等支援事業
- ④広域的保育所等利用事業
- ⑤認可外保育施設の衛生・安全対策事業

保育士・保育所支援センターについて

【目的】

保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保する観点から、潜在保育士の就職や保育所の潜在保育士活用支援等を行うことを目的とする。

【主な業務】

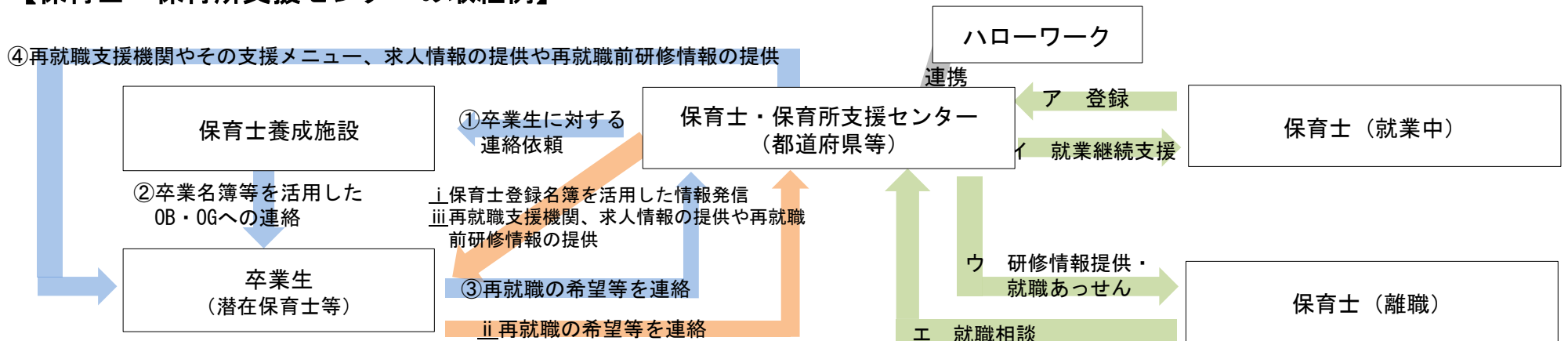
- ・ 対潜在保育士：再就職に関する相談・就職あっせん、潜在保育士の掘り起こし（保育士登録名簿を活用した情報発信等）
- ・ 対保育所：潜在保育士の活用方法（シフト、求人条件、マッチング等）に関する助言
- ・ 対保育士：保育所で働く保育士や保育士資格取得を希望する者からの相談への対応（職場体験など）
- ・ 人材バンク機能等の活用：保育所への就職・離職時等に保育士・保育所支援センターに登録し、①就業継続支援、②離職後の再就職支援（求人情報の提供や研修情報の提供）等を継続的に行うことのできる仕組みを構築

【設置状況】

35都府県（45か所）設置（H27.9現在）

※都道府県・指定都市・中核市が直営又は民間団体等に委託して実施

【保育士・保育所支援センターの取組例】



保育士・保育所支援センターの設置状況（平成27年9月時点）

	都道府県名	設置状況
1	北海道	×
2	青森	○
3	岩手	○
4	宮城	○
5	秋田	×
6	山形	○
7	福島	○（県+郡山市）
8	茨城	○
9	栃木	×
10	群馬	×
11	埼玉	○
12	千葉	○
13	東京	○
14	神奈川	○
15	新潟	×
16	富山	○
17	石川	×
18	福井	×
19	山梨	×
20	長野	×
21	岐阜	○
22	静岡	○
23	愛知	○
24	三重	○

	都道府県名	設置状況
25	滋賀	○
26	京都	○（府+京都市）
27	大阪	○（府+大阪市+堺市 +高槻市）
28	兵庫	○（県+神戸市）
29	奈良	○
30	和歌山	○
31	鳥取	×
32	島根	○
33	岡山	○（岡山市+倉敷市）
34	広島	○
35	山口	○
36	徳島	○
37	香川	○
38	愛媛	○
39	高知	○
40	福岡	○（県+北九州市+福岡市 +久留米市）
41	佐賀	○
42	長崎	○
43	熊本	○
44	大分	○
45	宮崎	×
46	鹿児島	×
47	沖縄	○
	合 計	35都府県（45か所）

保育士資格取得支援事業

【事業の目的】

① 認可外保育施設保育士資格取得支援事業

認可外保育施設に勤務している保育士資格を有していない保育従事者の保育士資格取得を支援し、当該施設が認可保育所に移行すること等によって必要となる保育士の増加を図り、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行う。

② 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業

子ども・子育て支援新制度における新たな幼保連携型認定こども園の保育教諭等は、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有する者とされていることから、幼保連携型認定こども園における幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得を支援することにより、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を図る。

③ 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業

幼稚園教諭免許状を有する者について保育士資格取得特例の活用による保育士資格取得を支援することにより、保育士の増加を図り、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行う。

④ 保育所等保育士資格取得支援事業

保育所、認定こども園、幼稚園、乳児院及び児童養護施設(以下「保育所等」という。)に勤務している保育士資格を有していない保育従事者の保育士資格取得を支援し、保育所等における保育士確保を図り、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行う。

【対象者】

- ①の事業 認可外保育施設指導監督基準を満たすことの証明書の交付を受けた認可外保育施設に勤務する者
- ②の事業 幼保連携型認定こども園及び幼保連携型認定こども園への移行を予定している施設に勤務する実務経験を有する幼稚園教諭免許状取得者
- ③の事業 実務経験を有する幼稚園教諭免許状取得者
- ④の事業 保育所等に勤務する保育従事者

※ 保育士登録後、当該施設に1年間以上勤務すること。

【実施主体】

都道府県、指定都市及び中核市

【補助率】

- ①の事業 国3/4、都道府県・指定都市・中核市1/4
②～④の事業 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2

【補助基準額】

<指定保育士養成施設受講料等>

事業対象者1人につき、指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2を補助対象とし、以下の額を上限とする。
(②、③の事業はウのみ対象)

- ア 指定保育士養成施設を卒業することにより保育士資格を取得する者 300千円
イ 幼稚園教諭免許状を有する者が指定保育士養成施設で必要教科目を修得する場合 200千円
ウ 実務経験を有する幼稚園教諭免許状を有する者が指定保育士養成施設で必要な教科目を修得する場合 100千円

<代替保育従事者雇上費> ※①の事業のみ対象
1日当たり 6,120円

※ ②の事業の対象者については、「保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業」の代替幼稚園教諭雇上費の補助対象。

保育士修学資金貸付事業

【目的】

指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対し修学資金を貸し付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、質の高い保育士の養成確保に資することを目的とする。

【貸付対象者】

児童福祉法第18条の6に規定する指定保育士養成施設に在学する者

【実施主体】

以下のいずれかにより実施。

- 都道府県(都道府県社会福祉協議会に委託して行う場合も含む。)又は指定都市
- 都道府県又は指定都市が適当と認める社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人(都道府県知事又は指定都市市長が修学資金の貸し付けに当たって必要な指導・助言を行う場合に限り。)

【貸付額】

- 月額5万円以内(貸付期間は2年間を限度)
- 貸付の初回に入学準備金として20万円以内、卒業時に就職準備金として20万円以内をそれぞれ加算

※ 貸付利子は無利子。

※ 貸付申請時に生活保護受給世帯等の者については、生活費の一部として加算あり。

【補助率】

- 国3/4、都道府県又は指定都市1/4

【修学資金の返還免除】

貸付を受けた者が、指定保育士養成施設卒業から1年以内に保育士登録を行い、修学資金の貸付けを受けた都道府県又は指定都市の区域内等の保育所等において保育士として5年以上従事したときは、修学資金の返還を免除。

保育士宿舎借り上げ支援事業

【目的】

保育士の宿舎を借り上げるための費用の全部又は一部を支援することによって、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備することを目的とする。

【対象施設】

- 認可保育所 ○認定こども園 ○小規模保育事業(認可を受けたもの。ただし小規模保育C型を除く)
 - 事業所内保育事業(認可を受けたもの) ○待機児童解消加速化プラン対象認可外保育施設
- ※いずれも公立を除く。

【対象となる保育士】

対象施設に常勤で勤務する保育士のうち、次のいずれかに該当する者

- 保育所等に新規(平成25年度以降)に採用された者
- 保育所等に採用された日から起算して5年以内の者(平成24年度以前に保育所等が借り上げる宿舎に入居している者を除く)

【実施主体】

待機児童解消加速化プランに参加する市町村(特別区を含む)

【助成額】

- 1人当たり 月額82,000円

【補助率】

- 国1/2、市町村1/2

※保育所等の設置者が実施する場合は 国1/2、市町村1/4、保育所等の設置者1/4

保育体制強化事業

【目的】

地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材(以下「保育支援者」という。)を保育に係る周辺業務に活用し、保育士の負担を軽減することによって、保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備することを目的とする。

【事業の内容】

都道府県又は市町村以外の者が設置する保育所に対し、保育支援者の配置に要する費用の一部を補助する。

【実施要件及び対象者】

保育支援者は、保育士資格を有しない者で、次の業務を行うものとする。

- ①保育設備、遊ぶ場所、遊具等の消毒・清掃
- ②給食の配膳・あとかたづけ
- ③寝具の用意・あとかたづけ
- ④その他、保育士の負担軽減に資する業務

【実施主体】

待機児童解消加速化プランに参加する市町村(特別区を含む)

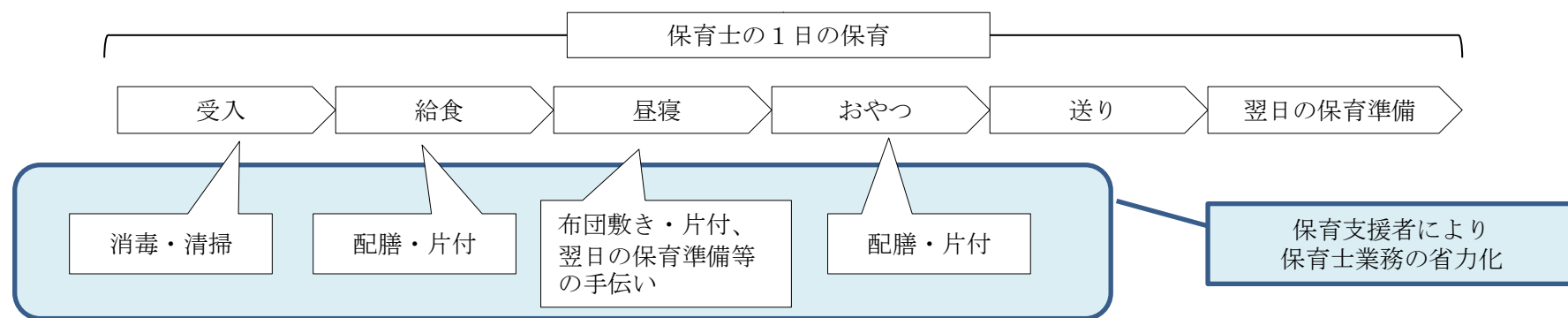
【助成額】

○1か所当たり 月額90,000円

【補助率】

○国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

(イメージ)



保育士試験による資格取得支援事業

【目的】

保育士確保策の一つとして、保育士試験合格後、保育所等に保育士として勤務することが内定した者に対し、保育士試験受験のための学習に要した費用の一部を補助することで保育士資格取得者の拡充を図る。

【対象者】

受験講座の受講等により学習し、保育士試験により保育士資格を取得した者であって、その後、保育所等に就職することが内定した者

※教育訓練給付など、他の助成との併用は不可。

【実施主体】

都道府県、指定都市又は中核市

【補助額】

受験のための学習に要した費用（受験講座の受講費、テキスト購入費等）の1/2（150千円を上限）

【補助率】

国1/2、都道府県、指定都市又は中核市1/2

保育士養成施設に対する就職促進支援事業

【目的】

保育士確保策の一つとして、指定保育士養成施設を卒業予定の学生に対する保育所・児童福祉施設等への就職を促すための取組（リアリティショックに対応するための特別講座の開講、現役保育士であるOB・OGとの交流会、保育所等就職説明会の定期開催等）を積極的に行っている養成施設に対し、当該取組の結果、保育所・児童福祉施設等に勤務することとなった学生の割合（保育所等の就職内定率）が、対前年度保育所等内定率の全国平均値から増加した割合に応じ、就職促進のための費用を助成することで新卒者の保育所等への就職促進を図る。

【対象施設】

指定保育士養成施設

【実施主体】

都道府県

【指定保育士養成施設における就職促進のための取組内容】

- 保育士という職種への期待と現実とのギャップ（リアリティショック）に対応するための講座の開講
- 卒業予定者と保育士として現場で活躍する養成校OB・OGとの交流会の開催
- 卒業予定者を対象とした就職説明会 など

【補助額】

上記に示す取組を実施した結果、指定保育士養成施設卒業予定者の保育所、児童福祉施設等への就職内定率について、前年の就職率（全国平均）と比較し、2%増加するごとに260,000円

【補助率】

国1/2、都道府県1/2

保育士試験追加実施支援事業

【目的】

待機児童の解消に向け、保育の受け皿の拡大を進める上で、その担い手となる保育士の確保は喫緊の課題である。このため、保育士確保策の一環として、都道府県及び指定都市において国家戦略特別区域限定保育士試験（以下「特区試験」という。）を実施する場合において、特区試験実施に必要な費用の一部を支援することにより、保育士試験の円滑な実施を図ることを目的とする。

【実施主体】

都道府県及び指定都市

【事業の内容】

特区試験を実施する都道府県及び指定都市に対し、特区試験の実施のために必要な費用の一部を補助する。

【実施要件】

本事業を実施する都道府県及び指定都市は、特区試験を実施すること。

【留意事項】

本事業を実施する都道府県及び指定都市は、試験会場や相談体制の確保、試験実施に必要な人員の確保など、円滑な実施に向けて指定試験機関に必要な支援を講じること。

【補助額】

特区試験の実施のために必要な費用（個別協議）

【補助率】

国 定額（10/10相当）

職員の資質向上・人材確保等研修事業

【事業の種類】

- 1 保育の質の向上のための研修事業
- 2 新規卒業者の確保、就業継続支援事業
- 3 家庭的保育者等研修事業
- 4 居宅訪問型保育研修事業
- 5 病児・病後児保育研修事業
- 6 病児・病後児保育(訪問型)研修事業
- 7 放課後児童支援員等研修事業
- 8 ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー研修事業

1 保育の質の向上のための研修事業

(1)実施主体

都道府県又は市町村(特別区を含む)。

都道府県又は市町村は、本事業を適切に実施できると認める社会福祉協議会、民間団体等に委託できる。

(2)事業の内容

保育の質の向上を図るため、保育所の職員等を対象とする研修を実施する。

また、保育所の職員等を対象とする研修(都道府県、市町村が必要と認める研修に限る。)に参加するために必要な費用の一部を補助する。

(3)実施要件等

① 対象者

本事業の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、認可外保育施設等(以下「保育所等」という。)に勤務する保育士又は保育教諭
- イ 保育所等に勤務する保育士以外(看護師、調理員、事務職員等)の職員
- ウ 保育所等に就労していない保育士資格を有する者

② 実施内容

ア 都道府県が実施又は対象とする研修

- ・乳児保育、障害、虐待などの専門性をもった保育士に係る研修
- ・指導者育成のための研修
- ・都道府県が適当と認める団体が実施する研修 等

イ 市町村が実施又は対象とする研修

- ・保育所が独自に外部の研修に参加する形で実施される研修
- ・保育士初任者や中堅保育士が参加して、保育の基礎知識などを受講するフォローアップ研修
- ・市町村が適当と認める団体が実施する研修 等

2 新規卒業者の確保、就業継続支援事業

(1) 実施主体

都道府県又は市町村(特別区を含む)。

都道府県又は市町村は、本事業を適切に実施できると認める社会福祉協議会、民間団体等に委託できる。

(2) 事業の内容

保育士の人材確保を図るため、次の①～③の取組に要する費用の一部を補助する。

- ① 指定保育士養成施設の学生等に対する就職説明会
- ② 保育所等の経営者・管理者や保育士に対する就業継続支援研修
- ③ 潜在保育士の再就職を支援する研修

(3) 実施要件等

① 指定保育士養成施設の学生等を対象とした人材確保の取組

ア 対象者

(ア) 指定保育士養成施設の在學生

(イ) 指定保育士養成施設の就職担当者等、保育士の人材確保に携わる職員

(ウ) 高校生 など

イ 実施内容

- ・指定保育士養成施設の在學生に対する就職説明会
- ・指定保育士養成施設の在學生と保育所に勤務する保育士との交流会
- ・指定保育士養成施設の就職担当者に対する、求人情報収集等の研修
- ・高校等を訪問し保育の仕事の魅力を伝達 など

② 就業継続支援研修

ア 対象者

(ア) 保育所等の経営者及び管理者

(イ) 保育所等に勤務する保育士

イ 実施内容

- ・保育士を対象とした、就職前の期待と現実とのギャップ(リアリティショック)への対応方法、保育士にとって負荷の大きい業務(保護者対応等)についての研修
- ・保育所等の経営者・管理者(所長等)を対象とした、人事管理や職場環境改善等の研修(所内の相談体制、柔軟な働き方のできる勤務体制構築、メンタルヘルス) など

③ 潜在保育士の再就職を支援する研修等

ア 対象者

(ア) 潜在保育士

(イ) 保育所等の経営者及び管理者

イ 実施内容

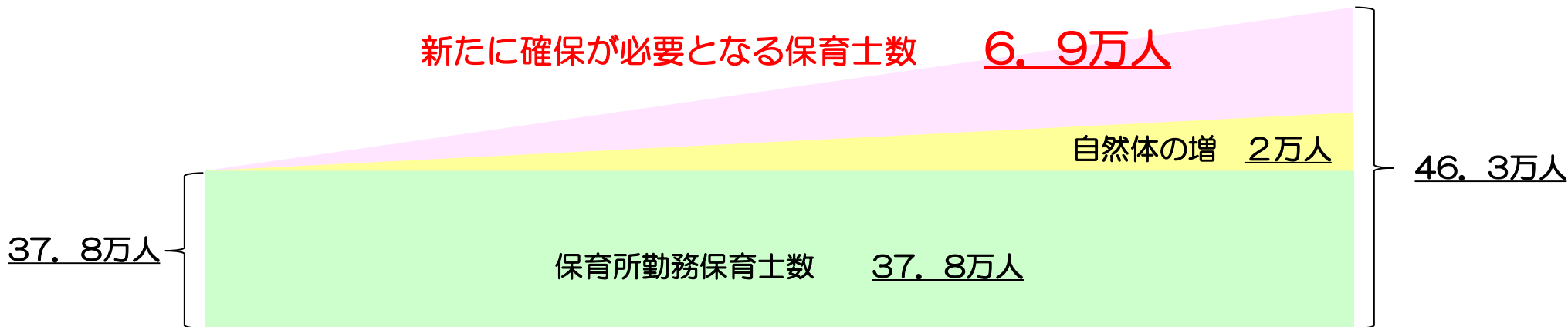
- ・保育所等への再就職を希望する保育士に対する、現場復帰に必要となる研修や再就職の前に就職を希望する保育所等での保育実技研修
- ・保育実技や安全管理等の研修と就職相談会や保育所見学を組み合わせた再就職支援研修
- ・保育所等の潜在保育士の受け入れに当たって、施設側の留意点・改善点や処遇改善につなげる雇用管理や経営管理の改善のための研修・指導

5. 保育士確保プラン

保育士確保プランによる保育士確保のための取組

【平成25年度】

【平成29年度】



6.9万人を確保

加速化プランに基づく保育士確保施策(H25~)

4.9万人

幼稚園教諭の特例制度の活用や保育士資格取得支援、修学資金貸付等により、新たな保育人材を輩出 2.5万人

処遇改善をはじめ、保育事業者への研修、保育所の雇用管理改善など、離職防止施策を推進 1.5万人

保育士・保育所支援センターによる就職支援や、ハローワークにおけるマッチング強化プロジェクトの実施など、潜在保育士の掘り起こしを強化 0.9万人

+

保育士確保プランの新たな取組

2.0万人

○保育士試験の年2回実施の推進 0.8万人

○保育士に対する処遇改善の実施
○保育士養成施設で実施する学生に対する保育所への就職促進の支援
○保育士試験を受験する者に対する受験のための学習費用を支援 1.2万人

○保育士・保育所支援センターにおける離職保育士に対する再就職支援の強化

保育士確保施策の具体的内容①

新【保育士試験の年2回実施の推進】

- 年1回以上行うこととされている保育士試験について、保育士試験年2回実施が行われるよう積極的に取り組む。
- 現在議論されている「地域限定保育士」制度について、当該制度が創設された場合には、その推進を積極的に行い、国家戦略特区の都道府県において当該保育士に係る2回目試験の実施を促進する。
- 保育士試験を年2回実施する都道府県に対し、国として、できる限りの支援を行う。

新【保育士に対する処遇改善の実施】

- 子ども・子育て支援新制度施行後の公定価格において、職員の勤続年数や経験年数に応じた処遇改善を進める。

新【保育士養成施設で実施する学生に対する保育所への就職促進を支援】

- 指定保育士養成施設を卒業予定の学生に対する保育所への就職を促すための取組（保育所への現地見学や現役保育士との交流会、保育所就職説明会の定期開催等）を積極的に行っている養成施設に対し、就職促進のための費用を助成する。

新【保育士試験を受験する者に対する受験のための学習費用を支援】

- 保育士試験を受験する者に対し、受験のための学習費用（講座受講費など）の一部を補助する。

新【保育士・保育所支援センターにおける離職保育士に対する再就職支援の強化】

- 離職保育士に対し、保育士・保育所支援センターに対する登録を促進し、再就職希望の状況を随時把握し、再就職に向けた研修案内・求人案内などの情報提供など、再就職に向けたきめ細かな支援を行う。
- 再就職支援についての効果的取組例の横展開を図る。
- シンポジウムの開催や集客力の高い施設での出張相談会の実施など、普及啓発を通じた保育士・保育所支援センターの利用促進を図る。

新【福祉系国家資格を有する者に対する保育士試験科目等の一部免除の検討】

- 福祉系国家資格を有する者について、指定保育士養成施設における科目の一部の履修及び保育士試験の試験科目の一部免除について検討する。

保育士確保施策の具体的内容②


【保育士確保施策の基本となる「4本の柱」の確実な実施】

I 人材育成

○保育士資格を取得しやすくするための取組

- 幼稚園教諭免許状を有する者に係る保育士資格取得特例の活用。
- 保育士資格を有していない保育所や認可外保育施設等の保育従事者、幼稚園教諭免許状を有する者に対し、指定保育士養成施設の受講費等を支援。
- 雇用保険の被保険者等が一定の要件を満たす場合、厚生労働大臣が指定する指定保育士養成施設の受講費等を支援。
- 指定保育士養成施設の入所者を対象に、修学資金の貸し付けを実施。


○保育士の魅力を伝え、保育士を目指す機運を醸成

 就労訓練事業や公共職業訓練（保育士コース）（※）の活用促進を図り、未就業者の保育分野への参入を促進する。

※ 就労訓練事業：生活困窮者自立支援法に基づく就労訓練事業（生活困窮者であって直近の就労経験が乏しい者等を対象）

※ 公共職業訓練：主に雇用保険受給者に対して委託訓練（保育士コース（2年））を実施。

○国家資格としての保育士の専門性の向上

- 学生への実践的実習が行われるよう、保育所と指定保育士養成施設との連携促進を図る。
-  都道府県等や保育団体の行う研修の周知を図り、保育士資格取得後の継続的な保育技術向上の機運を高める。

保育士確保施策の具体的内容③

II 就業継続支援

○離職防止のための研修支援

- 新人保育士を対象として、就職前の期待と現実のギャップ（リアリティショック）への対応方法、保護者対応等の業務についての研修を実施。
- 保育士等を対象とした、保育の質の向上のための研修を実施する。
- 保育士の研修参加に伴う代替職員の雇上費を、子ども・子育て支援新制度における公定価格において支援する。
また、都道府県等が実施する研修への参加の場合の代替職員支援を継続する。
- △ 保育所等において、保育士等を対象とした離職防止に資する研修や、管理者に対する保育士の離職防止を図るためのマネジメントの研修を制度化した場合において活用できる「中小企業労働環境向上助成金（※）」の活用促進を図る。
※平成27年度以降、職場定着支援助成金（仮称）に名称変更予定

○就業継続を図るための各種助成金の活用促進

- △ 評価・処遇制度、健康づくり制度の導入等による労働環境の整備を通じて、従業員の職場定着を図る場合に助成する「中小企業労働環境向上助成金（※）」の活用を促進する。
※平成27年度以降、職場定着支援助成金（仮称）に名称変更予定
- △ その他、就業継続等に資する各種助成金（※）について、その具体的な活用例を示すなどにより、活用を促進する。
※ 子育て期短時間勤務支援助成金、中小企業両立支援助成金、キャリアアップ助成金、キャリア形成促進助成金
- 厚生労働省ホームページや関係機関に助成金パンフレットを置くなど、積極的に周知を行う。

Ⅲ 再就職支援

○保育士・保育所支援センターの積極的な活用

- 保育士・保育所支援センターによる潜在保育士等への就職あっせん、相談支援の実施。
- 再就職希望の保育士を対象として、職場復帰のための保育実技研修等を行う。
- △ 保育士・保育所支援センターの全都道府県への設置を目指す。

○保育士マッチング強化プロジェクト

- ハローワークにおける求職者が応募しやすい求人条件の設定、職場の現状等に係る求職者の理解促進など、保育事業者及び求職者双方への働きかけによるマッチングの促進。
- ハローワークと都道府県等の自治体との連携強化による保育人材確保の推進。
- ⑨ ブランク等により応募を躊躇する求職者の不安の緩和及び求人者自ら求職者にアピールできる機会として「保育士職場体験講習会」（仮称）の実施。


○新たに構築する情報公表制度の積極的活用の推進

- ⑨ 子ども・子育て支援新制度において新たに実施予定の情報公表制度における保育士等の保育従事者に関する情報（離職者数や平均勤続年数）について、積極的に活用を促すことにより、保育士資格を有する者の就業意欲促進を図る。

保育士確保施策の具体的内容⑤


IV 働く職場の環境改善

○雇用管理改善を図るための取組

- ・ 保育所管理者（所長等）を対象とした、保育士等の職員の離職防止につながる雇用管理等の研修を実施する。
- 保育所における雇用管理の好事例集や保育所に特化した雇用管理マニュアルを作成し、保育所等に提供する。
- ・ 保育事業者自らが保育所等の雇用管理の状況を把握できるチェックリストを作成する。
- 評価・処遇制度や研修体系制度、健康づくり制度の導入等によって労働環境の整備を図る場合に助成する「 中小企業労働環境向上助成金（※）」の活用を促進する。

※平成27年度以降、職場定着支援助成金（仮称）に名称変更予定

○保育所等と保育士・保育所支援センターとの連携強化

- ・ 都道府県等が実施する保育事業者向け説明会等において、保育士・保育所支援センターの役割について周知するなど、 保育事業者と保育士・保育所支援センターとのつながりを強化する。

6. 短時間正社員制度の導入・定着支援



短時間正社員とは

- 短時間正社員とは、他の正規型のフルタイムの労働者(※)と比較し、その**所定労働時間(所定労働日数)が短い正規型の労働者**であって、次のいずれにも該当する者である。
 - ① **期間の定めのない労働契約を締結している者**
 - ② **時間当たりの基本給及び賞与・退職金等の算定方法等**が同一事業所に雇用される**同種のフルタイムの正規型の労働者と同等**である者

※正規型のフルタイムの労働者:1日の所定労働時間が8時間程度で週5日勤務を基本とする、正規型の労働者
※企業内において、このような働き方を就業規則等に制度化することを指して、「短時間正社員制度」と呼んでいる。

○ 制度導入の目標値

仕事と生活の調和推進のための行動指針（平成22年6月29日 仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定）
短時間勤務制度を選択できる事業所の割合(短時間正社員制度等) 2020年までに29%

※平成26年10月1日現在で短時間正社員制度がある事業所の割合 14.8%（平成26年度雇用均等基本調査）

注目されている理由

- 就業意識の多様化がみられる中、フルタイム勤務一辺倒の働き方ではなく、**ライフスタイルやライフステージに応じた多様な働き方を実現**
- 育児や介護をはじめ様々な事由によって**就業時間に制約がある人たちに就業の継続と就業の機会を与えることができる。**
- 社員が定着しない、人材不足などで困っているという企業の課題解決の一方策
- **優秀な人材の確保・有効活用を図る上で、大きな効果が期待**

導入・定着支援策

短時間正社員制度の導入・定着に取り組む事業主に対し、次の支援を実施している。

- キャリアアップ助成金の活用
- 「パート労働ポータルサイト」による情報提供
→ <http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>
- 短時間正社員制度導入マニュアルの配布

7. 保育士養成課程等検討会

■目的

子どもや家庭を取り巻く様々な環境の変化等に伴う子どもの育ちの課題や保護者支援の必要性など、保育所や保育士に求められる役割や機能が深化・拡大している。

また、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が施行され、受入児童数の拡大のための「量的拡充」を進めるとともに、この量的拡充の実現に密接に関連する「質の改善」を図ることとしており、保育の質を担う保育士の役割は重要となっている。

このため、これらの背景を踏まえ、保育士養成課程等の見直しや、今後の保育士養成等の課題について、雇用均等・児童家庭局長が学識者等の参集を求め、検討を行うこととする。

■保育士養成課程等検討会における検討内容

- (1) 保育士養成課程等の見直しに関する事項
- (2) 保育士養成制度の課題に関する事項
- (3) 地域限定保育士試験における実技試験に代わる講習又は実習に関する事項
- (4) 指定保育士養成施設の養成課程と保育士試験の試験問題との整合性に関する事項

■保育士養成課程等検討会実施スケジュール

- | | |
|-------------|------------------------------------|
| 平成27年 6月 5日 | 第1回開催(保育士試験の実技試験について①) |
| 7月13日 | 第2回開催(保育士試験の実技試験について②) |
| 9月10日 | 第3回開催(保育士試験の実技試験について③) |
| 10月以降 | 指定保育士養成施設の養成課程と保育士試験の試験問題との整合性について |

◎：座長 ○：副座長
(五十音順 敬称略)

■保育士養成課程等検討会の構成員

阿部 和子	大妻女子大学家政学部教授
網野 武博	東京家政大学子ども学部特任教授
石渡 美枝子	神奈川県県民局次世代育成部次世代育成課長
○小川 清美	東京都市大学人間科学部教授
河端 瑞貴	慶應義塾大学経済学部教授
近喰 晴子	秋草学園短期大学学長
◎汐見 稔幸	白梅学園大学学長
藤林 慶子	東洋大学社会学部教授
前田 正子	甲南大学マネジメント創造学部教授
三代川 紀子	浦安市立東野保育園副園長
村松 幹子	全国保育士会副会長
矢藤 誠慈郎	岡崎女子大学子ども教育学部教授
山縣 文治	関西大学人間健康学部教授

8. 一億総活躍国民会議
塩崎委員提出資料

平成27年10月29日

「一億総活躍」社会の実現に向けた厚生労働省の取組の基本コンセプト

平成27年10月29日
一億総活躍国民会議
塩崎委員提出資料(抜粋)

「一億総活躍」社会の実現

1. 希望を生み出す 強い経済

名目GDP600兆円
生産性革命

2. 夢を紡ぐ 子育て支援

希望出生率1.8がかなう
社会の実現

3. 安心につながる 社会保障

介護離職ゼロを目指す
生涯現役社会の構築

全産業の生産性向上を図る。
〔産業分野の生産性向上
労働分野の改革〕
をともに推進し、消費の増大、
経済活性化につなげる。

成果配分
としての
賃金引上げ

最低賃金
の引上げと
環境整備

「仕事」と「結婚、妊娠・出産、子育て」が、
「二者択一」の構造から「同時実現」の構造へ転換を図る。

両立支援

総合的
子育て支援

介護を理由とする望まない
離職の解消を目指す。
生涯現役社会づくりのため、生涯に
わたり健康で経済的に自立し、居場所
と役割を持てる社会を目指す。

必要な介護
サービスの
確保

働く家族等
を支える
環境づくり

多様な就労
機会、年金を
含めた所得全
体の底上げ

2. 「夢を紡ぐ子育て支援」

「仕事」と「結婚、妊娠・出産、子育て」が「二者択一」の構造から「同時実現」の構造へ転換を図る。

基本コンセプト

両立支援

「働き方改革」の更なる推進による
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

「就業と子育ての両立」の実現

総合的子育て支援

すべての子どもと子育てをきめ細やかに
支援する社会的基盤の構築

二つの大きな取組を「車の両輪」として進め、
国民の結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなう社会を実現する

主な取組

若者の雇用・経済的基盤の安定

- 若者の円滑な就職の実現や非正規雇用労働者の正社員
転換・待遇改善(被用者保険適用拡大等)を通じて経済的
基盤を安定化

育児休業と保育の切れ目ない保障

- 継続就業希望者に対し、子どもが0～2歳の間、育児休業
と保育の組合せを切れ目なく保障
- 保育の拡充による女性の就業率の上昇

企業の取組の強化及び非正規雇用をはじめとする 女性の継続就業の改善

- 育児休業の取得促進(特に男性と非正規雇用労働者)、家事支援税
制
- 多様な働き方に対応する弾力的で多様な保育サービスの拡充
- 企業主体の多様な保育サービスの強化

安全・安心に妊娠・出産・子育てのできる環境の整備

- 不妊治療の経済的負担の軽減等

児童虐待、社会的養護、ひとり親家庭・多子世帯など特別な配慮が必要な子ども・家庭への支援強化

主な数値目標

- ☆ 女性の就業率(25～44歳) 70.8%(2014年) → 76%(2020年) ⇒ 80%程度(欧州の出生率の高い国並み)
- ☆ 1・2歳児の保育利用率 38.1%(2015年) → 46.5%(2018年) ⇒ 60%程度

待機児童解消加速化プランの強化、推進